

大切なお知らせです！必ずご確認ください！！

令和6年10月支給分から児童手当の制度が**拡充**されます。

1. 支給年齢の延長 支給対象期間が高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）までに延長になります。

2. 所得制限の撤廃 所得制限・所得上限が撤廃、特例給付は廃止となります。

3. 第3子以降の支給月額が15,000円から**30,000円に増額**となります。

※多子加算の算定対象の範囲が大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子）までに変更となります。

4. 支給月が2ヶ月毎の**年6回（偶数月）**に変更になります。

手続きが必要な方

○中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）の児童を養育している方

○所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外となっている方

○児童手当を受給中だが、養育している高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）の児童分の児童手当を本市から受給してなかった方

○新たに多子加算の算定対象となる大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子）の子と、高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童）の児童の合計人数が3人以上の方

※現在、児童手当を受給中で該当する方も提出が必要です。

必要書類

児童手当認定請求書

○申請者名義の健康保険証

○申請者及び配偶者の個人番号カード

○申請者者名義の通帳またはキャッシュカード

額改定認定請求書

○申請者の本人確認書類

監護相当・生計費の負担についての確認書

○大学生年代の子の個人番号カード

※大学生年代の子について記入します。経済的な負担があることを確認できる書類を求める場合もあります。

※対象となる児童と別居している場合は、**別居監護申立書**の提出が必要になります。

※本人確認書類には、「マイナンバーカード」または「運転免許証」が有効です。

「児童手当認定請求書」・「額改定認定請求書」・「監護相当・生計費の負担についての確認書」・「別居監護申立書」等は、窓口にあります。ホームページからもダウンロード出来ます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

改正（拡充）で新たに対象となる方の

手続きの期限・申請方法・申請先

令和6年9月2日（月）～令和6年10月15日（火）まで
（最終期限）令和7年3月31日まで

窓口 豊後大野市子育て支援課こども支援係 または 各支所市民係
（受付時間 平日 8：30～17：00）

郵送 〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地
豊後大野市役所子育て支援課 児童手当担当宛

※令和6年10月16日以降の申請でも、令和7年3月31日までに受付されたものは令和6年10月分に遡って支給されます。この場合、令和6年10月・11月分の手当支給月は令和7年1月以降になります。

※最終期限を過ぎた場合、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません。（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を受付した月の翌月分からとなります。）

※令和6年9月30日以前に転出される方は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

今回の改正（拡充）で手続きが不要な方

- 現在、児童手当を受給中で、高校生年代の児童を支給対象に追加のみの方
- 現在、児童手当を受給中で、養育している児童が中学生以下だけの方
次の場合でも手続きは不要です。職権で額改定（増額）します。
 - 多子加算を受けていて、改正（拡充）後、手当額が増額する場合
 - 所得制限は限度額を超えているが、所得上限限度額未満で特例給付を受けている場合

公務員の方

児童の保護者（生計中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。市ではなく、勤務先（所属庁）で手続きを行ってください。

お問い合わせは

豊後大野市役所 子育て支援課窓口
電話：0974-22-1047